

令和7・8年度入札参加資格審査における主観点について

※ 令和7・8年度入札参加資格審査においては、次により主観点を算定する。

1 主観点の算出方法

- (1) 2に定める方法により算出した工事種類別の工事成績点並びに3の表の(1)及び(3)に定める項目による得点を合算する。
- (2) 3の表の(2)及び(4)から(14)までに定める項目による得点を合算する。
- (3) (1)による得点に80.0／73.5を、(2)による得点に20.0／26.5をそれぞれ乗じ、得た点を合算する。

2 工事成績点の算定方法

客観点数	A
粗点	B
工事成績点数（算入点）	C

$$C = B \times \frac{A}{25} \quad (\text{調整率})$$

工事成績平均点	粗点	工事成績平均点	粗点	工事成績平均点	粗点
85点以上	+5	60点以上65点未満	0	55点以上60点未満	-1
80点以上85点未満	+4			55点未満	-2
75点以上80点未満	+3				
70点以上75点未満	+2				
65点以上70点未満	+1				

工事成績平均点は、令和4年7月1日から令和6年6月30日までに完成した工事について、工事種別ごとに算定した数値による。

3 その他の主観的事項

※ 詳細な適用条件、提出書類については、「令和7・8年度山梨県入札参加資格審査第3回中間申請要領（建設業者）」を確認すること。

項目	内 容										
(1) 労働安全衛生マネジメントシステム若しくは ISO45001 又は建設業労働安全衛生マネジメントシステムの認証取得	<ul style="list-style-type: none"> ・ 労働安全衛生マネジメントシステム若しくは ISO45001 又は建設業労働安全衛生マネジメントシステムの認証を取得している者：15点 										
(2) 建設業労働災害防止協会（建災防）山梨県支部の事業での活動	<ul style="list-style-type: none"> ・ 令和5・6年度に建設業労働災害防止協会山梨県支部が主催する次の1から7の活動で4ポイント以上取得の者：5点 <ol style="list-style-type: none"> 1 ゼロ災害宣言確立事業場 2 建災防方式「新ヒヤリハット報告」 3 現場代理人研修 4 山梨県建設業労働災害防止大会 5 山梨県産業安全衛生大会 6 安全指導者としての活動 7 オレンジ隊・ブルーキャップスのパトロール (1～6は各1ポイント、7は2ポイント) <p>※ 4、5については、令和5年度・令和6年度とも参加した者に限る。</p> <p>※ 労働安全衛生マネジメントシステム若しくは ISO45001 又は建設業労働安全衛生マネジメントシステムの対象業者は申請不可。</p>										
(3) ISO9001 の認証取得及び更新	<ul style="list-style-type: none"> ・ ISO9001 の認証を取得している者：10点 (更新を行い認証を取得している者も10点となる。) <p>※ (公財)日本適合性認定協会(以下「JAB」という。)又は JAB と相互認証している認定機関が認定した審査登録機関の認証</p>										
(4) ISO14001 の認証取得及び更新	<ul style="list-style-type: none"> ・ ISO14001 の認証を取得している者：10点 (更新を行い認証を取得している者も10点となる。) <p>※ JAB 又は JAB と相互認証している認定機関が認定した審査登録機関の認証</p>										
(5) 山梨県温室効果ガス排出抑制計画トライアル事業への参加	<ul style="list-style-type: none"> ・ 山梨県地球温暖化対策条例及び施行規則に基づき、計画書(3カ年分)を山梨県地域エネルギー推進課へ提出し、ホームページに公表された者：3点 <p>※ ISO14001 の対象業者は申請不可。</p>										
(6) 建設機械の保有	<ul style="list-style-type: none"> ・ 次の建設機械を自社所有(1年以上のリース契約を含むこと。 ただし、リース期間中の中途において当該契約を解除することができないリース取引又はこれに準ずるリース取引に限る。)している者 <p>※ 準ずる取引：解約に際し相当の違約金を支払わなければならぬ等の理由から、事実上解約不可能と認められる取引</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>対象重機</th> <th>パケット容量・積載重量</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>バックホウ</td> <td>山積 0.45 m³以上</td> <td rowspan="3">車検又は労働安全衛生法に規定する特定自主検査を受けていること。</td> </tr> <tr> <td>トラクターショベル</td> <td>クローラ式：山積 0.4 m³以上 ホイール式：山積 0.34 m³以上</td> </tr> <tr> <td>ダンプ トラック</td> <td>2 t 以上</td> </tr> </tbody> </table>	対象重機	パケット容量・積載重量	備考	バックホウ	山積 0.45 m³以上	車検又は労働安全衛生法に規定する特定自主検査を受けていること。	トラクターショベル	クローラ式：山積 0.4 m³以上 ホイール式：山積 0.34 m³以上	ダンプ トラック	2 t 以上
対象重機	パケット容量・積載重量	備考									
バックホウ	山積 0.45 m³以上	車検又は労働安全衛生法に規定する特定自主検査を受けていること。									
トラクターショベル	クローラ式：山積 0.4 m³以上 ホイール式：山積 0.34 m³以上										
ダンプ トラック	2 t 以上										

	<p>※ 資格を持つ運転手（対象重機 1台につき 1人：他の重機との兼務は不可）を常勤として雇用していること。</p> <p>※ キャブオーバー型は対象外となる。</p> <p>※ 法人名義（個人事業主の場合は代表者名義）で所有するものに限る。</p> <p>① 堀削機械（バックホ又はトラクターショベル）だけを所有している場合 1台につき 10 点（上限：40 点）</p> <p>② 運搬車両（ダンプ トラック）だけを所有している場合 1台につき 5 点（上限：30 点）</p> <p>③ 堀削機械と運搬車両の両方を所有している場合</p> <p>《基本点》 堀削機械（バックホ又はトラクターショベル）1台と運搬車両（ダンプ トラック）1台を所有：20 点</p> <p>《加算点》 上記の外、対象重機を所有している場合は、次により加算。 - バックホ又はトラクターショベル : 1台につき 10 点 - ダンプ トラック : 1台につき 5 点</p> <p>※ 基本点と加算点の合計が 60 点を上限とする。</p> <p>※ バックホ、トラクターショベルを各 1台、ダンプ トラックを 2台所有している場合</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td>堀削機械</td><td>バックホ</td><td>トラクターショベル</td></tr> <tr> <td>運搬車両</td><td>ダンプ トラック</td><td>ダンプ トラック</td></tr> </table> <p style="text-align: center;">基本点 : 20 点 加算点 : 15 点 (トラクターショベル 10 点 + ダンプ トラック 5 点)</p> <p>※ 建設機械の保有は、土木工事業にのみ加点する。</p>	堀削機械	バックホ	トラクターショベル	運搬車両	ダンプ トラック	ダンプ トラック
堀削機械	バックホ	トラクターショベル					
運搬車両	ダンプ トラック	ダンプ トラック					
(7) 障害者雇用	<p>① 「障害者の雇用の促進等に関する法律」の規定に基づき障害者の雇用及び報告義務のある者：法定雇用義務数を超えて雇用している障害者数 × 5 点 (雇用障害者数の算定にあたって、1人未満の端数が生じた場合は、当該端数は切り上げる。)</p> <p>② 上記以外の者：雇用している障害者数（申請日前 1年以上継続して雇用している者に限る。）× 5 点</p> <p>※ 10 点を上限とする。</p> <p>※ 障害者数の算定方法は、「障害者の雇用の促進等に関する法律」の規定による。</p>						
(8) 子育て支援	<ul style="list-style-type: none"> 次世代育成支援対策推進法第 12 条の規定に基づく一般事業主行動計画を策定し、労働局に届出をしている者、同法第 13 条の規定に基づく認定を受けている者又は同法第 15 条 2 の規定に基づく特例認定を受けている者 : 5 点 						

(9) 県との災害協定参加企業	<ul style="list-style-type: none"> ・ 県との災害協定に参加している者：30点 ((一社) 山梨県建設業協会、(一社) 山梨県電設協会、(一社) 山梨県管工事協会との協定に限る。)
(10) 新規学卒者雇用	<ul style="list-style-type: none"> ・ 新規学卒者を雇用している者 <p>雇用期間が3年未満の場合：5点／1人 雇用期間が3年以上5年未満の場合：10点／1人 ※点数の上限は20点とする。</p> <p>※ 学校教育法に規定する学校又は専修学校を卒業した者、又は職業能力開発促進法に規定する職業能力開発校、職業能力開発短期大学校若しくは職業能力開発大学校の訓練課程を修了した者を6ヶ月以内に採用していること。 ※ 申請日時点で継続して雇用していること。</p>
(11) 不当要求防止責任者講習の受講	<ul style="list-style-type: none"> ・ 申請日から過去3ヵ年において、「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」第14条第2項に規定する講習を受講した者：5点
(12) チャレンジ産廃3R事業への参加	<ul style="list-style-type: none"> ・ 令和5年度及び令和6年度に「チャレンジ産廃3R」の取り組み実施業者として認定証の交付を受け、県のホームページに公表されている者：5点
(13) 消防団協力事業所の認定	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市町村消防団協力事業所又は総務省消防庁消防団協力事業所の認定を受けている者：5点
(14) 女性技術者雇用	<ul style="list-style-type: none"> ・ 女性であって、建設業法第26条第1項に規定する主任技術者となりうる資格を有する者又は同条第2項に規定する監理技術者に係る資格者証及び講習修了証を有する者を申請日時点で雇用する者：5点

《建設機械の保有：計算例》

例1：【掘削機械（バックホ又はトラクターショベル）のみ所有している場合】

バックホ2台、トラクターショベル3台所有の場合（ダンプ トラックは所有していない）

$$10\text{点} \times 5\text{台} = 50\text{点} \Rightarrow \text{上限が適用され } 40\text{点}$$

例2：【運搬車両（ダンプ トラック）のみ所有している場合】

ダンプ トラック7台所有の場合（バックホ及びトラクターショベルは所有していない）

$$5\text{点} \times 7\text{台} = 35\text{点} \Rightarrow \text{上限が適用され } 30\text{点}$$

例3：【掘削機械と運搬車両の両方を所有している場合】

バックホ2台、トラクターショベル2台、ダンプ トラック2台を所有の場合

$$\text{バックホ1台} + \text{ダンプ トラック1台} = 20\text{点} \text{ (基本点)}$$

$$\text{バックホ1台} + \text{トラクターショベル2台} + \text{ダンプ トラック1台}$$

$$= 10 + (10 \times 2) + 5 = 35\text{点} \text{ (加算点)}$$

$$20\text{点} + 35\text{点} = 55\text{点}$$

例4：【掘削機械と運搬車両の両方を所有している場合】

バックホウ2台、トラクターショベル2台、ダンプトラック4台を所有の場合

バックホウ1台 + ダンプトラック1台 = 20点（基本点）

バックホウ1台 + トラクターショベル2台 + ダンプトラック3台

$$= 10 + (10 \times 2) + (5 \times 3) = 45\text{点} \text{（加算点）}$$

20点 + 45点 = 65点 ⇒ 上限が適用され 60点